

吹田市健康医療部母子保健課及び成人保健課会計年度任用職員（保健師・助産師）
名簿登録者募集要項（案）

会計年度任用職員の登録者を次のとおり募集します。欠員補充など必要に応じて、名簿登録者の中から選考により任用します。

任用の場合は所属の担当者から本人へ連絡します。登録者の中から必要に応じて選考の上、任用しますので、登録された方が必ず任用されるわけではありません。なお、登録は登録した年度の年度末まで有効です。

1 募集職種

- (1) 保健師
- (2) 助産師

2 主な勤務内容

(1) 母子保健課

ア 保健師

母子保健業務（乳幼児健診、家庭訪問や電話等での保健指導・相談業務等）、
その他保健師業務等

イ 助産師

妊娠・出産に関わる相談業務、保健指導等

(2) 成人保健課

ア 保健師

成人保健業務（生活習慣病予防等の相談・保健指導、がん検診業務等）、
その他保健師業務等

3 必要な資格

- (1) 保健師：保健師免許を有する人
- (2) 助産師：助産師免許を有する人

ただし、以下の欠格条項のいずれかに該当する人は登録できません。

欠格条項（地方公務員法第16条）

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 勤務条件

任用期間	令和5年3月31日までの1年以内 ※次年度以降も任用の必要性があり、かつ、勤務成績が良好な場合は再度の任用を行うことがあります。
勤務日	月曜日～金曜日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは休みです。
勤務時間	1日7時間45分 9時から17時30分まで（休憩時間45分） 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがあります。
勤務場所	保健センターまたは保健センター南千里分館 *成人保健業務は保健センターでの勤務となります。
給与	月額 11,149円（地域手当等を含む）
諸手当等	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤手当、期末手当等が支給されます。（その他、一定条件のもと退職手当の支給があります。）
休暇	勤務日数及び任用期間に応じて年次休暇等を付与（最大10日）
社会保険	健康保険・厚生年金・雇用保険等（勤務条件等によります。）
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
その他	任用時はすべて条件付とし、原則として任用後1か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

※任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

5 登録手続

- (1) 申込み先 吹田市健康医療部母子保健課 電話：06-6339-1214（直通）
吹田市健康医療部成人保健課 電話：06-6339-1212（直通）

- (2) 登録申込時の提出書類及び申込手順等

ア 提出書類

保健師免許または助産師免許の写しと3か月以内に撮影した写真（正面向き、本人と確認できるもの）を貼付した登録票を直接持参か郵送で上記申込み先に提出してください。

イ 申込手順

欠員補充など必要に応じて、名簿登録者の中から面接の上、選考により任用します。面接のご案内は担当者から本人へ連絡しますので、詳細な勤務条件について

ではその際にお問合せください。

- ※1 登録資格のないことが判明した場合は登録を取消します。また、登録に係る提出書類等に虚偽が認められた場合には、登録を取消することがあります。
- ※2 任用までの間に、任用することにふさわしくない非違行為等があった場合は、任用しません。
- ※3 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。
- ※4 選考に関する書類は返却しません。